

布市新町児童クラブ規約

(名 称)

第 1 条 本クラブは布市新町児童クラブとし、布市新町公民館に事務局を置く。

(目 的)

第 2 条 本クラブは、布市新町町内における児童の育成に努め、各種行事を企画・運営し、会員全員の手で盛り上げていくことを目的とする。

(組 織)

第 3 条 本クラブは、布市新町内の小学 1 年生から中学 3 年生までの子供及びその保護者によって構成される。

(役 員)

第 4 条 本クラブ名は次の役員が置かれ、任期は 1 年間とする。

1. 会 長 クラブ全体を取りまとめ、役員・会員を必要に応じて招集する。
2. 副 会 長 会長を補佐する。
3. 会 計 予算案・決済案を立案し、必要に応じて予算を執行する。
4. 書 記 クラブの活動を記録し、各種書類を作成する。
5. 地区委員 地区との連絡をとりあう。

(会 計)

- 第 5 条
1. 本クラブの経費は、会費とその他の収入をもってこれにあたる。
 2. 会費は毎年年度初めに集金する。
 3. 転入者は、転入翌月に会費を集める。
 4. 会計年度を 3 月 1 日より翌年 2 月末日とし、会計期間終了後に布市新町町内会長より当年度の会計監査を受ける。

(会 費)

第 6 条 小学生 1,000円 中学生 500円

(規約改正)

第 7 条 本規約の改正は、児童クラブ役員会の決議による。

(実 施)

第 8 条 本規約は 2018 年(平成 30 年)2 月 1 日より実施する。

尚、本クラブに入会されていない児童は、児童クラブのいかなる行事に参加されても、参加賞は支給されません。(ラジオ体操など)